

令和2年度 大村市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表します。

2 令和2年度の調達方針

本市と「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」が連携し、障害者就労施設等からの物品等の調達拡大を図ります。

3 令和2年度の調達の目標

市内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品等を調達推進項目とし、令和2年度の目標額を決定しました。

区分	調達推進項目	金額
物品	食品類、農作物、記念品、その他の物品、など	2,000 千円
役務	印刷物、施設、公園等の除草・清掃作業、花壇管理、など	9,500 千円
合計額		11,500 千円

4 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、公営企業局、行政委員会事務局等を含む本市の全ての機関とします。

5 推進体制

副市長を委員長とする「大村市役所障害者優先調達推進会議」を設置し、以下の事項について検討します。

- (1) 調達の方針の策定に関すること。
- (2) 調達の進捗状況の確認及び調達に関する課題への対応に関すること。
- (3) 民需の促進と障害者の雇用促進のための奨励策等に関すること。

なお、本方針の担当窓口は福祉保健部障がい福祉課とし、市内の障害者就労施設等を中心に提供することができる物品・役務等の情報提供を本市のすべての機関に向けて積極的

に行います。

6 調達の推進に関する取組事項

(1) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努めます。

(2) 仕様書の記載、納期の設定等について

物品等の調達にあたり仕様等を定める場合は、障害者就労施設等の特性に配慮したわかりやすいものとし、十分な納期の確保に努めます。また、分割発注の実施等についても検討を行います。

(3) 調達業務の確実なフィードバック

調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取を行い、双方の益につながるようフィードバックを行います。

また、調達業務に関する全般的課題等については、「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」等と協議を行い、課題の解決に取り組みます。

(4) 長崎県障害者共同受注センター等の活用等

一つの事業所では対応できない大量な物品等の発注には、「長崎県障害者共同受注センター」や「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」と連携・協力を図りながら対応します。

また、市のイベントや市の施設の空きスペースを「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」が実施する「オレンジ・クローバー販売会」等に提供し、障害者就労施設等の物品等の販売機会を確保します。

(5) 職場実習者の受入れ等

市は、障害者雇用問題に積極的に取り組む事業主として、障害のある方を職場実習者として受け入れます。

また、役務調達を推進する足がかりとして、障害者就労施設に対し、施設外就労先としての就労訓練の場を提供します。

(6) 業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する

理解と協力を求めます。

(7) シルバー人材センター等への配慮

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めます。

(8) 調達の実績の公表

調達の実績について、当該年度終了後速やかに取りまとめ、遅滞なく市のホームページ等を通じて公表します。

(9) 障害者雇用事業所に対する加点評価制度の導入等

市内に本店を有し、一定数以上の障害者を雇用する建設工事（一部の工種に限る。）の有資格業者に対する格付認定において、加点評価を行います。

7 その他の取組み

障害者就労施設等と連携・協力を図りながら、需要が見込まれる役務に重点を置き、障害者就労施設等へ積極的に情報提供を行うとともに、障害者就労施設等においては、需要に対応できる仕組みを構築することで、障害者就労施設等の一層の調達拡大を図ります。